

令和 8 年度
寄せられた「町民の声」とその対応状況

No.	寄せられた「町民の声」の内容		対応・取り組み状況	
1	項目	自転車の安全対策について		
	受付日	令和8年6月15日	担当課	建設水道課
	自転車の安全対策について要望があります。現在、自転車は軽車両として車道通行が原則とされていますが、歩行者との動線が分かれていない場所が多く、危険を感じる事があります。特に逆走している自転車やバス待ちの際にすぐ近くを通過される場面では、接触事故の不安があります。自転車専用道路や自転車専用レーンは歩行者と通行空間が分離されるため、歩行者・自転車双方の安全性の向上につながると考えます。そのため、自転車専用道路の整備、または専用レーンの設置についてご検討をお願いいたします。また、整備が難しい場合には、路面表示の強化や注意喚起の看板設置など安全対策の充実もご検討いただけますと幸いです。		ご指摘のとおり、自転車は法律上、「軽車両」と位置付けられ、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、原則として、車道の左側を通行しなければなりません。ただし、 ①道路標識等で歩道を通行することができるとされているとき ②13歳未満若しくは70歳以上の方又は一定の身体障がい有する方が運転するとき ③著しく自転車の交通量が多い又は車道の幅が狭いなどの理由で車道を通行することが危険であり、自転車の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるときは、例外的に歩道の通行が認められています。 さて、ご要望いただきました自転車専用道路及び自転車専用レーンの整備につきまして、町道に設置する場合は、既存の車道幅を確保するために道路拡幅が必要となり、多額の費用を要することから、その実施に当たっては当該町道の歩行者及び自転車の利用頻度等を勘案した必要性の検討及び実施に係る国補助金等の財源の確保が必要となります。よって、早期の実施は困難であると考えます。 次に路面標示につきましてですが、町道では、自転車の通行が多い道路や歩行者の安全確保のため必要と判断される道路に設置しております。現に羽合小学校前の町道は小学生と自転車登校をする中学生が利用する道路であることから、自転車通行の路面標示を設置しております。今後につきましても、路面標示が必要と判断できる町道には設置していきたいと考えております。このほか、国道、県道における路面標示等につきましては、各道路管理者において設置するものになりますので、必要に応じて要望して参ります。 また、自転車利用者の交通ルール順守につきまして、町交通安全施策等の中で周知啓発し、道路施設整備と併せて町内道路の歩行者及び自転車利用者の交通安全の推進に努めます。	
2	項目	小学校の入学式日について		
	受付日	令和8年6月23日	担当課	教育総務課
	親世代の頃に比べ、入学式がどんどん遅くなっていると感じます。天候や最近では、熊などの被害も考えると、学校に通う日が少なくなります。1日でも早く学校生活に慣れてほしいのに4月中旬まで入学できないのは、なぜでしょうか。他県はなぜ上旬に入学できるのでしょうか。学力も気になるそうです。子どもも楽しみにしているし、在宅で長く子どもを見るのも大変です。（県への要望のしかたがわかりませんので、伝えていただけたらうれしいです。）桜のきれいな時期に入学させてやりたいです。		入学式の期日は、市町村立学校では、市町村ごとに検討して決定しており、県が一律に期日を示しているものではありません。入学、進級する子どもたちが、学校へ登校したその日から、日々楽しく生活する環境を整えるため、学校の体制づくり、先生同士の連携の確認、担当する子どもたちの状況の把握など、学校ではさまざまな準備を行っています。湯梨浜町では、子どもたちが安心安全な学校生活を送ることができるよう、万全の準備のもと子どもたちを受け入れるために、現在の入学の時期としています。 もちろん、学力についても重要視しており、入学の時期が現在の時期であっても、小学校では年間202日の登校日を確保しており、天候やその他の緊急事態があった場合でも無理なく学習ができる日数となっております。（令和7年度の文部科学省の調査では、小学校5年生の登校日の全国平均は201.9日） 今後も、子どもたちが日々学力を伸ばし、安心安全な学校生活を送ることができるよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。	

	項目	町道縁の除草について		
	受付日	令和8年7月6日	担当課	建設水道課
3	先日来、クマの目撃情報を防災湯梨浜で放送されています。クマの駆除・捕獲も住民の安全のためには必要だと思いますが、それ以前に町民が利用する町道が見通し良く、ふいにクマに出会わない対応をしてほしいと思います。R7年度の町民の声を確認しましたが、除草を希望するなら電話しなくては、役場の職員が定期的に巡回し目視で確認する必要があると思います。		草刈を含む町道の維持管理は限られた予算で実施しているため、町で除草等を行う場合は、原則、道路通行上支障があり、かつ、緊急性の高い場合に限定させていただいております。また、地域の皆様のご理解、ご協力により除草をしていただいている箇所もございます。 さて、ご要望いただきました熊と不意に接触しないための除草につきまして、熊の出没箇所も特定できないため、不本意ながら対応が困難と考えます。 また、町では定期的に実施している道路パトロールや普段の外出時に、道路の損傷や草木の繁茂により道路通行上支障がある箇所の有無を確認しております。その中で、草木により道路通行に支障が生じていると判断した箇所につきまして、必要に応じて土地管理者への除草依頼又は役場職員もしくは業者による除草や支障木の伐採を行っております。しかし、毎日すべての町道を巡回できるものではなく、草の生育状況によっては見逃してしまう箇所が出てくる可能性があるため、町民の皆様への情報提供もお願いしているところでございます。令和7年度の町民の声の回答につきましても、電話連絡がないと除草をしないという趣旨ではなく、広く町民の皆様へ情報提供をお願いしたことになります。 引き続き、道路パトロールを実施する中で、適切な道路管理に努めて参ります。	
	項目	野生生物の監視について		
	受付日	令和8年8月14日	担当課	産業振興課
4	①野生生物のパトロールを強化してください。 ②ジビエ料理など有効活用に取り組んではどうでしょうか。		日頃より、町行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。この度は、野生生物のパトロール及びジビエ料理などの有効活用に関する貴重なご意見をお寄せいただき、重ねてお礼申し上げます。次のとおり回答します。 ①野生生物のパトロールについて 町では、サルやイノシシなどの野生生物の出没状況に合わせた見回りや、農業被害を防ぐための対策を行っております。最近、一部地域で野生生物の目撃情報があり、町としても注意喚起と見回りを行っているところです。 ご意見を参考に、今後も警察や関係機関と協力しながら、安全なまちづくりに努めてまいります。 なお、特定の場所に野生生物が出没し人的被害の恐れのある場合は総務課防災対策係へ、農業被害などでお困りの場合は産業振興課基盤整備係へご連絡・ご相談ください。 今後ともお気づきの点がありましたら、お気軽にご意見をお寄せください。 ②ジビエ料理などの有効活用について 町から有害鳥獣捕獲許可を受けた者が農林被害対策のための鳥獣駆除により捕獲したイノシシ・シカについては、町指定の処理場へ持ち込むことで食肉として流通する体制をとっております。また、県中西部の飲食店や食肉処理業者などを構成員とする「ほうきのジビエ推進協議会」に加入し、ジビエ活用の普及や促進を行っております。 今後も、関係機関と相互に協力し、ジビエ活用を図ってまいります。	

5	項目			
	受付日		担当課	
6	項目			
	受付日		担当課	